

## 年少者・高年齢者・高血圧者就労報告書

(15歳以上18歳未満・65歳以上・最低血圧100以上、最高血圧160以上)

氏名						
住所						
電話番号	— —					
生年月日	平成	年	月	日	年齢	歳
血圧測定値	最高血圧		定期検診日			
	最低血圧					
	現在通院中	有・無	服薬	有・無		

上記作業員の就労を下記の制限を付して申請します。

一次会社名		( ) 次会社名	
住所		住所	
代表者氏名	(印)	代表者氏名	(印)
責任者氏名		責任者氏名	

### 年少者の就業制限業務の内容

1. 高さが5メートル以上で墜落のおそれのある場所での作業
2. 足場の組立、解体作業（地上、床上での補助作業を除く）
3. さく岩機等（電動チップパー、ブレーカー等）身体に著しい振動を与える機械・器具を用いる作業
4. じんあい、粉末を著しく飛散する場所での作業
5. 30kg以上の重量物の取り扱い（断続作業）
6. 精神的、肉体的緊張を継続する作業
7. 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業
8. その他（ ）

※年少者の場合は、年齢を証明する書類及び親（保護者）の就労承認書を添付すること。

※最低年齢/満15歳未満の児童を就労させてはならない。

※就業制限/満18歳未満の年少者については時間外労働、休日労働、深夜業(午後10時～午前5時)及び危険有害業務・坑内労働をさせてはならない。但し、深夜業については、交代制によって使用する満16歳以上の男子についてはこの限りでない。

### 高年齢者・高血圧者の就業制限業務の内容

1. 2メートル以上の足場、脚立、ローリング、高所作業車を使用しての作業
2. 型枠支保工架設部上での作業
3. 30kg以上の重量物の取り扱い（断続作業）、20kg以上の重量物の取り扱い（継続作業）
4. 精神的、肉体的緊張を継続する作業
5. 炎天下の作業など疲労を蓄積する作業
6. その他（ ）

※高齢者及び高血圧者就業可否判断は、新規入場時の面接時に適正を判断し、決定する。

※事業主は作業員に写しを渡し周知させる事。

※日常管理は安全衛生管理者が行なう事。

※記載された個人情報、安全衛生管理及び施工等の目的のみに使用し、他の目的には使用しない事。

※本人の同意を得た上で、提出してする事。

※就労者が一次会社所属外の場合は、必ず一次会社の確認を得る事。